

横須賀市行政改革推進委員会委員

平成29年8月1日現在

委嘱の根拠	区 分	氏 名	所 属 等	備考
市民委員	公募委員	伊藤 仁	公募市民	
	公募委員	岡本 久美子	公募市民	
学識経験者	大学関係者	田丸 大	駒澤大学法学部 教授	
	大学関係者	藤枝 聡	立教大学総長室 調査役	
	弁護士	望月 由佳子	弁護士	
関係団体	経営団体代表者	平松 廣司	横須賀商工会議所 会頭	
	女性団体代表者	佐久間 眞知子	国際ソロプチミスト横須賀 副会長	
	福祉団体代表者	福本 眞和	横須賀市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	
	報道団体代表者	熊坂 哲司	神奈川新聞社横須賀支社長 兼報道部長	
	労働団体代表者	安藤 広一	三浦半島地域連合 議長代行	

* 行政改革推進委員会委員の任期は、平成29年8月1日～平成31年7月31日

行政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 本市の行政改革における行政改革大綱及び行政改革に係る計画に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第3項の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて委嘱された委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

附 則

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

行政改革推進委員会の会議の傍聴に関する要領

(総則)

第1条 この要領は、行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関して、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は、原則として10人以内とする。

2 傍聴希望者が前項の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴章)

第3条 傍聴人は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

2 抽選により選出された傍聴人は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却しなければならない。

(委員会の資料)

第4条 委員会の資料は、配付部数に制限のある資料及び会議開催の都度使用する資料等を除き、傍聴人に提供するものとする。ただし、資料に非公開情報に該当すると思われる情報が含まれる場合は、委員資料とは別に傍聴用資料を作成し、提供するものとする。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) ビラ、旗、プラカード、笛等の傍聴に必要でないと思われる物を持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 過去にこの要領に違反した傍聴人。ただし、委員長が委員会に諮り、傍聴を認めた者を除く。

(4) 前3号に定める者のほか、会議等を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 静粛にすること。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、コート及びマフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 携帯電話等については、使用できないよう電源を切ること。

(7) カメラやビデオ機器等による撮影や録音機器による録音、コンピューターの使用はしないこと。

(8) むやみに席を離れないこと。

(9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議等の妨害となるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第7条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月20日から施行する。

(別記様式)

No.
行政改革推進委員会
傍 聴 章
(お帰りの際は事務局へお返してください。)